

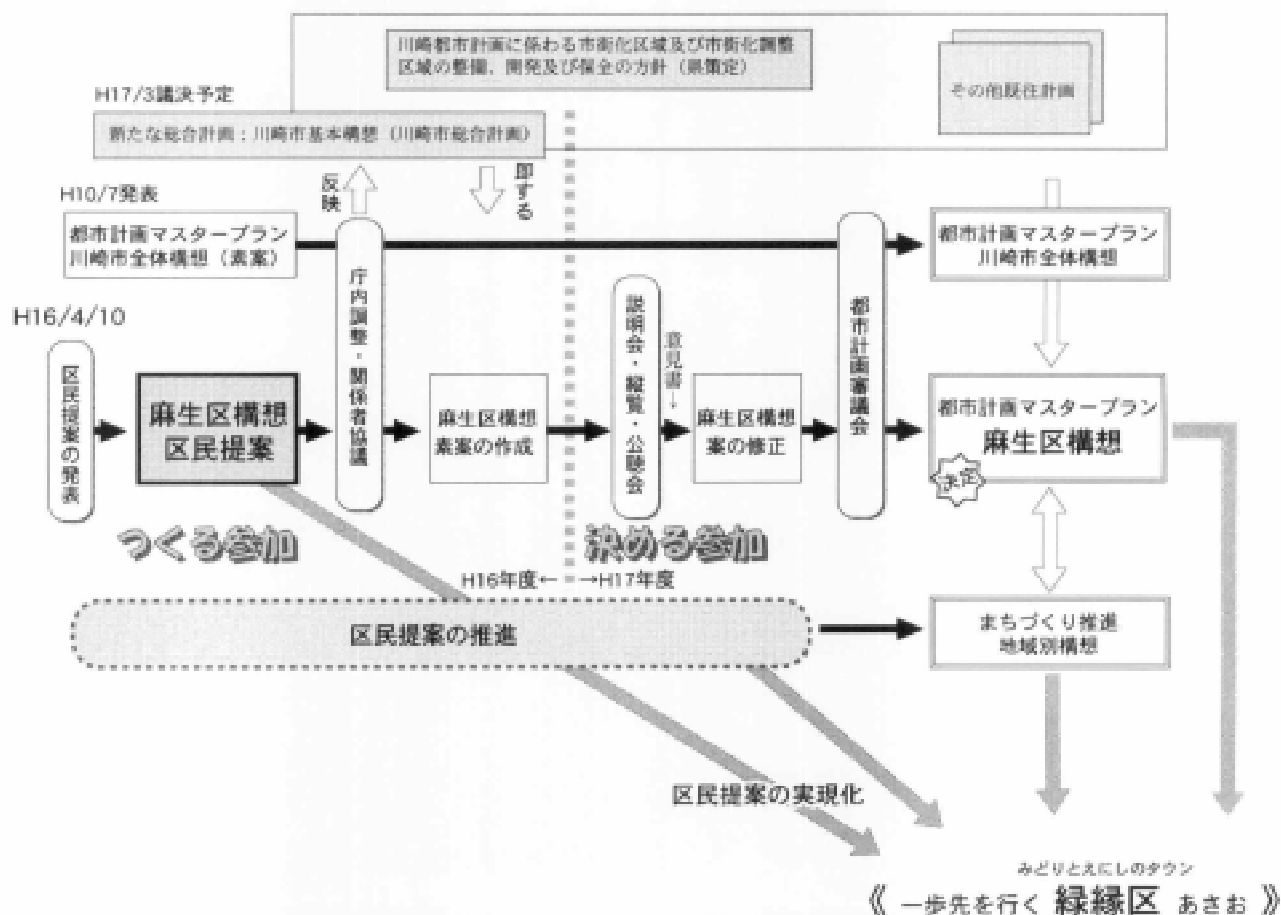
第Ⅳ章. 区民提案の実現化に向けて



IV-1. 区民提案策定後のスケジュールについて

- ・都市計画マスタープラン麻生区構想「区民提案」が策定され、行政に提出された後、この「区民提案」をもとに、行政内部において、関係機関との協議が行われ、「都市計画マスタープラン麻生区構想素案」が作成されます。また、平成16年度末の策定を予定されている新総合計画および他の既往の計画や事業との調整も行われます。
- ・その後、説明会・縦覧・公聴会が行われ、市民からの意見を広く求めていくことになっています。
- ・ここで市民から寄せられた意見を受けて必要な修正等が行われた後、寄せられた意見書を付して都市計画審議会に諮問・答申され、「都市計画マスタープラン麻生区構想」として決定・公表されます。
- ・一方、「区民提案」の推進については、市民と行政のパートナーシップにより、この構想に基づいた“みどりとえにしのタウン”^{みどりとえにしのタウン}“あさお”^{あさお}の実現に向けたまちづくりを進めていくことが必要になります。また、地域住民からの発意や行政からの提案に応じて、より小地域（小・中学校区程度）で「まちづくり推進地域別構想」を検討し、即地的なまちづくりが進められていくこととなります。

■区民提案発表後の流れ



Ⅳ－２．区民提案の実現化方策について

- ・麻生区構想区民提案に盛り込まれたまちづくりを実現するための方策を、次にあげる４つの視点から整理します。

(１) 区民提案に関わる情報提供、PR活動

- ・区民提案を推進していくためには、区民提案の内容をひとりでも多くの区民に認知してもらうことが必要であり、積極的に定期的な周知活動を行っていく必要があります。
- ・また、区民提案を推進する活動の進捗状況等についても、定期的に情報発信していくことが必要と考えられます。
- ・周知活動の例としては、パンフレットや冊子の発行（区民提案の出版も視野に）等による“広くて浅い”周知活動と、地区ごとに井戸端会議を開催するなどの小さな地域で膝をつき合わせた“狭くて深い”交流・周知活動の両面を同時に進めていくことが必要と考えます。

(２) 区民提案の実現化を推進する活動

- ・「区民提案」の実現化を推進するための組織を立ち上げ、それが中心となって区民提案を推進していく活動を行うことが考えられます。
- ・この組織の位置づけと役割、組織体制は次のように考えられます。

【位置づけ】

- ・区民提案の推進組織として、市民・行政の双方に認知されることが必要です。
- ・将来的には、地域住民からの発意に応じたまちづくりが柔軟に行えるよう麻生区の「まちづくりNPO」に成長することを視野に活動を進めることをめざします。

【役割(機能)】

- ・この組織が担う機能は、大きく次の２つに分けられます。

A：区民提案の内容が麻生区構想に反映されるプロセスを注視するとともに、区民提案に盛り込まれた内容の進行管理、評価、見直しを日常的・定期的に行う機能

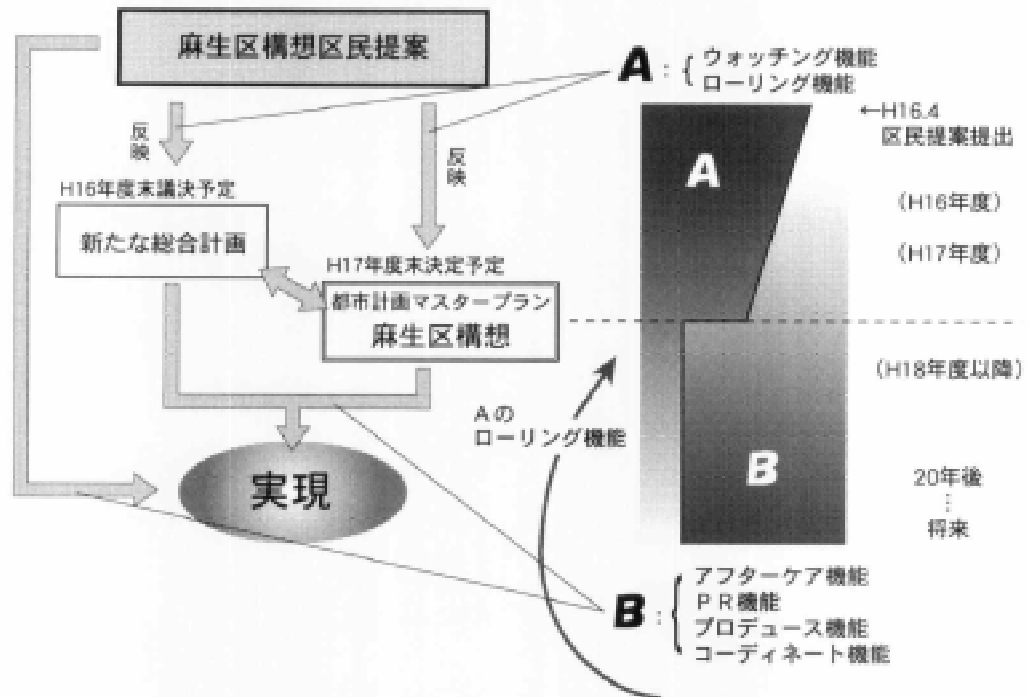
→《ウォッチング機能》《ローリング機能》

※道路整備や公園整備等の具体的な都市計画事業を進めるにあたっては、市の総合計画の実行計画・重点戦略プランに位置づけられたうえで、予算措置が行われる必要があるため、そのような観点から、行政を注視していくことも必要です。

B：区民提案（麻生区構想を含む）に盛り込まれた内容の実現のために地域のまちづくり活動の火をつけ、背中を押す機能

- 《アフターケア機能》 区民提案づくりの中で関わりをもった団体との連携を深める。
- 《PR機能》 区民提案に関わる情報提供、周知活動
- 《プロデュース機能》 まちづくり推進地域別構想検討に向けた地域への働きかけを行う。
- 《コーディネート機能》 必要に応じて、地域と住民、行政との間に入り、調整を行う。

■区民提案推進組織の役割（機能）



【組織体制】

- ・区民提案の推進組織の構成は、次のように考えられます。
 - 具体的に区民提案の実現化を進めるにあたっては、まず、初めの一步を踏み出すことが重要であり、区民提案の内容を熟知している都市計画マスタープラン麻生区構想検討委員（以下、「検討委員」という。）のうちの有志をコアメンバーとした組織を、区民提案提出後、速やかに立ち上げることが重要と考えます。
 - 組織には、検討委員のパートナーとして協働できる区民を公募により募ることとしますが、将来の麻生を担う若年層を取り込み、実践力を備えた組織にする必要があります。
 - 必要に応じて、区民提案実現のための具体的な計画づくり（各まちづくり推進地域別構想の検討など）や具体的な事業を円滑に進めることのできる人材（地権者や専門家等）が参加できることが望ましいと考えます。
 - 目的を遂行するために新たな活動が必要となった場合等には、新たな組織またはグ

ループをつくることのできるなど、柔軟に組み替えを行うことができる組織体制として設計しておく必要があります。

→区民提案を推進するための様々なコーディネートを行うため、必要に応じて、専門知識をもった人材が参加できることが望ましいと考えます。

→市民と行政のパートナーシップによる組織とします。このため、区役所や関係する市部局の参加も求めます。

・麻生区の実情に応じた組織とし、既往の組織との連携を視野に入れながら組織化をめざす必要があると考えます。

(3) 具体的なプロジェクトを推進・実践する活動

・区民提案に盛り込んだ内容を、区民の目に見えるかたちで実現するためには、より小さな地域におけるまちづくりの方針を詳細に定め、それを実践していくことが必要になります。

・これは、「ある限定された地域で具体的なプロジェクトを推進する活動」と「区全体で広域的に具体的なプロジェクトを推進する活動」に分けられます。

【ある限定された地域で具体的なプロジェクトを推進・実践する活動】 →地域別協議会

・小・中学校区の範囲程度の小さな地域において、その地域の住民を中心に、町内会・自治会等と連携しながら、行政との協働作業を通じて、より地域の実情に即したまちづくり方針を検討していく必要があります。また、市街化調整区域については、古沢、早野、岡上、黒川などそれぞれの地域ごとに進めることが考えられます。

・市が想定している三層構造の都市計画マスタープランづくりでは、小地域を単位としたまちづくり方針は、「まちづくり推進地域別構想」として気運が高くなったところから始めることとされています。このため、より小さな地域におけるまちづくりの方針を定めるためには、地域でまちづくりの気運が高まるといった、市民側からの発意が不可欠となります。

【区全体で広域的に具体的なプロジェクトを推進・実践する活動】 →テーマ別協議会

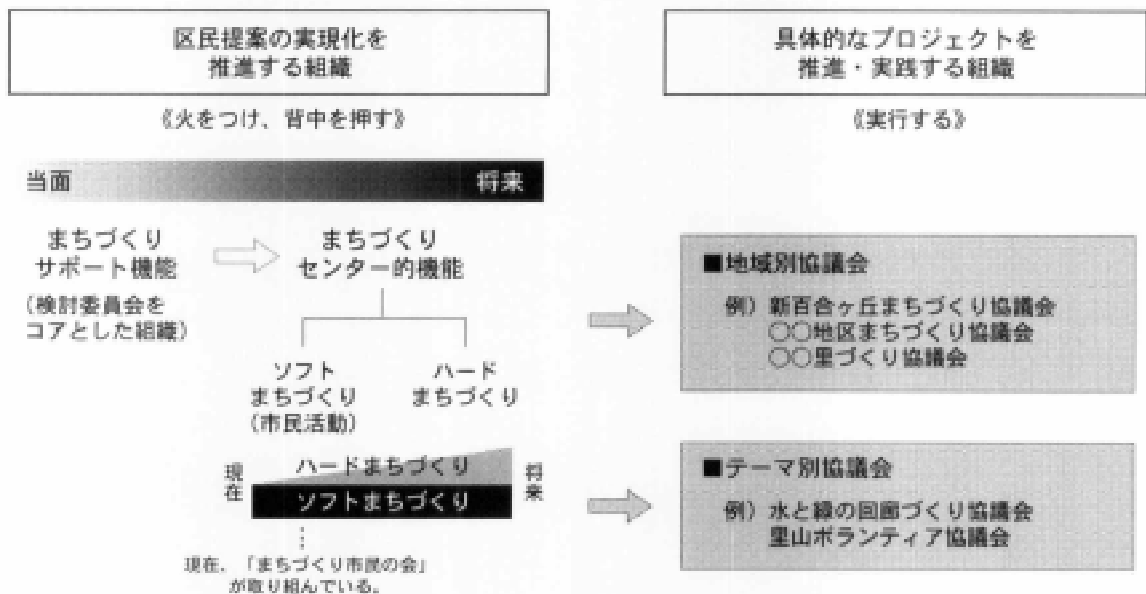
・麻生区全体として、あるテーマに限ったまちづくり活動を推進していくという方向性も考えられるため、麻生区の特徴的なテーマをいくつか設定し、テーマ別のプロジェクトを推進していくことが必要となります。

・テーマ別プロジェクトの例としては、緑のトラストの導入や水と緑の回廊づくりといった“自然環境系プロジェクト”や、市民生活に必要な幹線道路の整備推進等の“基盤整備系プロジェクト”などが考えられます。

【区民提案推進組織と具体的なプロジェクト推進・実践組織の関係】

- ・これらの具体的なプロジェクトの推進・実践活動を進めるにあたっては、(2)の推進組織が持つプロデュース、コーディネート機能により、地域別・テーマ別のまちづくり活動を推進するお手伝いをするようになります。
- ・「(2) 区民提案の実現化を推進する活動」と「(3) 具体的なプロジェクトを推進・実践する活動」の関係は次のように整理できます。

■区民提案推進組織と具体的なプロジェクト推進・実践組織（協議会など）の関係



(4) 区民提案推進のための法整備

- ・「区民提案」の実現化を推進するためには、推進組織を立ち上げ、区民提案の推進活動を進めるとともに、その組織の活動に法的な裏付けを与えるルールや制度を設けることが有効と考えられます。
- ・最近では、このような制度として、全国各地で「まちづくり条例」が制定されていますが、「まちづくり条例」には多様な類型（位置づけ）が想定できるため、川崎市の実情を踏まえながら、実効性をもった条例制定に向けた提案を積極的に行っていくことが必要と考えられます。

【条例に盛り込むことを検討することが望ましいと考えられる事項】

- ・地域の合意形成のためのルール
- ・地区まちづくり（狭義には区民提案（都市計画マスタープラン））を推進する組織の育成、認定と人的・資金的支援
- ・地区まちづくり計画の策定と、それを認定することによる規制・誘導（まちづくりコミッショナー制など）

- ・まちづくりボンド（住民参加型ミニ市場公募債）の発行とその融資
- ・まちづくりトラスト等の導入と助成
- ・各区や小地域で進められるまちづくりを推進する組織を支援するまちづくりセンター等の全市的組織の設置

※参考：まちづくり条例の類型例

（条例の趣旨・内容による類型）

ア) 理念型（基本条例型） イ) 手続型 ウ) 土地利用規制型

（法的根拠による類型）

ア) 委任条例型 イ) 自主条例型 ウ) 複合型

- ・ここで整理した4つの視点からの区民提案の実現化方策を次ページに整理します。

■区民提案の実現化方策例一覧表

(1) 区民提案に関わる 情報提供、PR活 動	計画の周知徹底		
		井戸端会議開催	周知委員会設置
		パンフレット作成	
		区民提案出版	
(2) 区民提案の実現化 を推進する活動	ウォッチング、ローリング（進行管理、評価、見直し）		
	チェック	MP進捗状況を見守るグループ	
	アフターケア		
	連携	中学校との連携～総合的な学習～ （麻生中、柿生中など）	地域別プロジェクトとの連携
		大学との連携 （田園調布学園、和光大学など）	地域別プロジェクトとの連携
	プロデュース・コーディネート		
	立ち上げ	実現化プロジェクトチーム	地域からの発想を受け止める組織
	推進	まちづくりセンター	プロデュース、コーディネート
(3) 具体的なプロジェ クトを推進する活 動	まちづくり推進地域別構想		
	地域別	人生を豊かにする芸術、文化、にぎ わいのある新百合ヶ丘を作るまちづ くりグループ	
		歴史を活かした百合丘、柿生のまち づくりをすすめるグループ	
		住宅市街地6つの視点からみたまち づくり	中学校区ごとに町内会等を連携して いく
		里づくり協議会	
	テーマ別	水と緑の回廊づくり	
		里山ボランティア	
		緑のトラスト	
		道路整備	
	(4) 区民提案推進のため の法整備	まちづくり条例	
		まちづくり委員会	まちづくりコミッショナー制
		まちづくり協議会	地域別団体
		まちづくりポンド	
		まちづくりトラスト	
		まちづくりセンター	まちづくりサポート
都市農業特区			
		緑の保全と農業振興	研究会

IV-3. 市民と行政の役割分担と協働について

- ・区民提案が目指すまちづくりを進めるためには、市民と行政の協働（パートナーシップ）による推進が必要です。このため、市民と行政が適切に役割分担しながら、それぞれが連携しながらも、主体性を持って進めていく必要があります。
- ・役割分担は、次のように考えられます。

【市民の役割】

- ・区民提案（マスタープラン）の進行管理・評価
 - ・市民主体のまちづくり活動の発意・創意・合意、実施
 - 小地域におけるまちづくり活動の気運づくり
 - 市民間の合意形成づくり
 - まちづくりの計画や具体の都市計画の提案
 - 建築協定やまちづくり協定などの自主的なまちのルールづくり
 - その他まちづくり活動の実践
 - ・開発行為・建築行為におけるマスタープランの遵守（事業者の役割）
※これには、マスタープランの法的位置づけが必要
 - ・市民と行政との協働（パートナーシップ）による事業実施
 - 行政計画や事業への参加
 - 市民と行政の調整・合意に基づく事業の優先順位づけ
- など

【行政の役割】

- ・区民提案に基づいたマスタープランの策定、策定過程における情報提供
- ・市民の自主的まちづくり活動に対する支援
 - 専門家・職員の派遣、人材育成等に対する支援《人的支援》
 - 場の提供、必要備品の貸与・提供、適切な情報提供等に対する支援《物的支援》
 - 助成金や税優遇措置等の導入の検討《金銭的支援》
- ・マスタープランに基づく規制・誘導
 - 良好な市街地形成のための都市計画法や建築基準法などの法律や条例の適切な運用
 - 条例の制定
- ・マスタープランに基づく都市計画事業等の実施
 - 都市計画事業（市街地再開発や土地区画整理など）の実施
 - 都市施設（公園や道路など）の整備

など